

# 貸しホール契約書

貸主株式会社味園 ENERGY を甲とし、借主  
乙として本日、以下のとおり契約した。

## 第1条 (契約成立)

甲は、下記部分 (貸しホールという) について、乙の利用を認め、乙は本契約を履行する義務を負うことを確認する。

使用場所 大阪府中央区難波千日前二丁目1525番地1他地上  
ユニバースビル 地下1階 貸しホール 1368m<sup>2</sup>

## 第2条 (使用目的)

乙は、貸しホールを  
として使用し、それ以外の目的に利用しない。

## 第3条 (使用時間)

- ① 乙は、貸しホールを、令和 年 月 日に限り、使用する。  
使用時間は、 時 分 ~ 時 分までとする。  
(音響については、23時00分を限度とし、以後の演奏等一切の音出しは厳禁とする。乙は、甲に対し、貸しホール利用日の24時00分までに完全撤収して貸しホールを明け渡すものとする。)
- ② 乙は、貸しホールを、令和 年 月 日~令和 年 月 日に限り使用する。  
1日の使用時間は、 時 分 ~ 時 分までとする。  
(音響については、23時00分を限度とし、以後の演奏等一切の音出しは厳禁とする。乙は、甲に対し、貸しホール利用日の24時00分までに完全撤収して貸しホールを明け渡すものとする。)

## 第4条 (利用料)

乙は利用料金 を、利用当日中までに現金で支払う。  
(第3条②の場合は、利用日毎に当該日分を支払う。)

## 第5条 (保証金)

乙は、甲に対し保証金として を契約成立と同時に支払う。  
上記保証金は、貸しホール使用后、使用料金の一部として充当する。

尚、乙から、貸ホール利用につき、キャンセルがあった場合は、甲は乙に対して下記キャンセル料を預かり保証金から控除し、残額を返金する。

【キャンセル料】

i	120日前～61日前	利用料金の50%
ii	60日前～当日	利用料金の100%

第6条 (利用の範囲)

乙は、貸ホール内の設備・備品はあらかじめ甲の了解したものにつき、備品の移動も含めて利用できる。

第7条 (甲の立会)

乙が、貸ホールを利用中、建物管理の目的のため、甲の従業員は立ち会うものとする。

貸ホール利用中、場内において、不法行為が発見された場合は、甲乙、協力して該当行為を中止させるものとする。

第8条 (禁止事項)

- (1)乙は、本件の利用の権利を第三者に譲渡してはならない。
- (2)乙は、貸しホール部分以外の利用をしてはならない。
- (3)乙は、契約に基づく利用目的以外に利用してはならない。
- (4)乙並びに貸ホール利用者は、貸ホール内において火気を使用してはならない。
- (5)甲は、乙に対して飲食の提供はしない。乙が飲食を必要とする場合は、乙の責任において行うものとする。
- (6)乙は、暴力団、反社会的集団と見られるものに利用させてはならない。

第9条 (契約解除)

乙が次の各号に該当するときは、甲はなんらの通知通告を要せず、直ちにこの契約を解除することが出来る。

- (1)乙が本契約に反したとき。
- (2)乙若しくは貸しホールの利用者が、暴力団、反社会的集団の利用であると甲が判断したとき。
- (3)乙の貸しホールの利用が、甲の名誉、信用を毀損するとき。

第10条 (場所などの返還義務)

乙は、甲に対し、貸しホールの利用終了後、明け渡し時間までに、設備・備品その他利用したものをすべて、元の状態に戻して明け渡す。

ホール使用に際し、乙が持ち込んだ設備・備品等については、そのすべてを貸ホール返還までに、搬出するものとし、残置物ある場合、甲において適宜処分するも乙は異議申し立てしないものとする。尚、甲において乙の残置物を処分する場合、甲の計上する処分費用一切は乙の負担とする。

第11条 (違約金)

乙が、第9条に該当したときは、乙は、甲に対して違約金として、利用料金全額を支払う。

第12条 (損害賠償)

乙が、貸しホールの利用において、甲の設備・備品その他、甲に損害を与えたときは、乙は甲に対して損害賠償を行う。

第13条 (収容員数)

貸ホール内の収容員数は、総数1,000名を上限とし、それを超える員数の入場は禁止する。

第14条 (利用中の事故等)

乙は、貸ホール利用の状況にかかわらず、乙の利用中の事故全般(喧嘩・争乱による傷害、盗難、中毒、器物損壊等)については、乙がそのすべての責任を負い、甲はその責任を負わない。

令和 年 月 日

貸主

大阪府中央区千日前二丁目3番9号  
株式会社 味園 ENERGY  
代表取締役 志井 廣明

借主